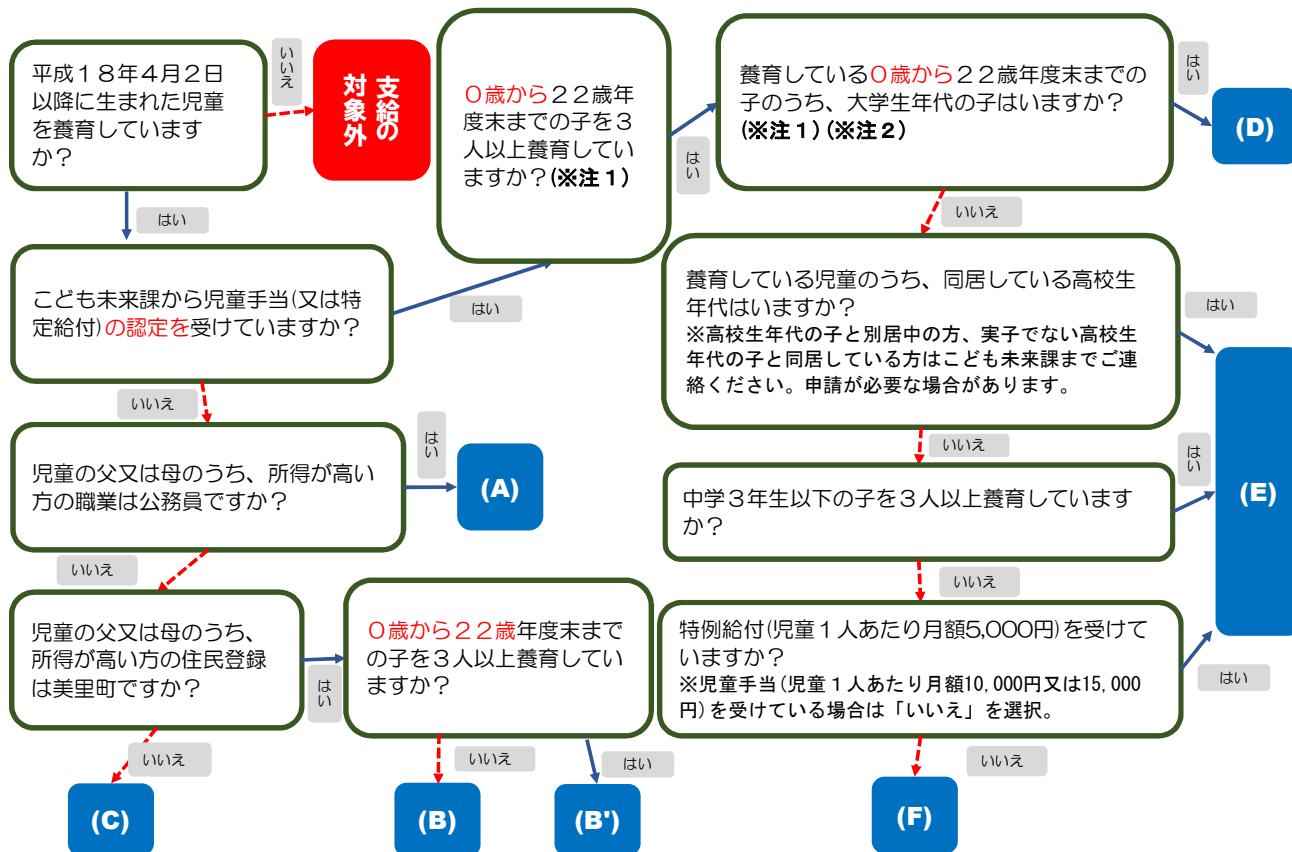


# 令和6年度 児童手当制度改正 手続き要否フローチャート



- (A)** 所屬庁で申請が必要な場合があります  
詳細は、所屬庁にお問い合わせください。
- (B)** 申請が必要です  
児童手当を受けるためには、令和6年10月31日までに「児童手当認定請求書」を提出してください。  
なお、児童と別居している場合には、※「別居監護申立書」を提出してください。
- (B')** 申請が必要です  
児童手当を受けるためには、令和6年10月31日までに「児童手当認定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」(※大学生年代の子がいる場合のみ)を提出してください。  
また、高校生年代以下の児童と別居している場合は、※「別居監護申立書」を提出してください。
- (C)** 他自治体で申請が必要な場合があります  
詳細は、児童の父又は母のうち、収入が高い方の住民登録がある自治体にお問い合わせください。
- (D)** 申請が必要な場合があります  
養育の状況により、手当額が増額する場合があります。増額規定にあたっては、令和6年10月31日までに「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
- (E)** 申請不要です  
自動更新を行いますので申請不要です。手当額に変更がありますので、令和6年11月頃に通知を送付します。
- (F)** 申請不要です  
本改正に伴う手当額の変更はありません。

**【用語の説明】**

- ・児童：0歳から18歳までの児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)
- ・高校生年代：15歳から18歳までの児童(平成18年4月2日から平成21年4月1日に生まれた子)
- ・22歳年度末までの子：0歳から22歳までの子(平成14年4月2日以降に生まれた子)

**【注意事項】**

(※注1)：子が、就労している・別居している場合においても、受給者が、監護に相当する世話をしている、生計費の負担をしていれば、「養育している」に含まれます。

(※注2)：「大学生世代の子」とは、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子(いい)、大学に在学していない場合も含みます。

- (E)に相当する方で、12月になっても「児童手当額改正通知書」が届かない方は、子ども未来課までご相談ください。
- 個別の事情がある方など、ご不明な点がございましたら子ども未来課までお問合せください。

**申請書ダウンロードはこちら**

※「別居監護申立書」  
<https://www.town.saitama-misato.lg.jp/000000218.html> からダウンロードできます。

または、役場窓口でもお渡ししています。

